

## 令和7年度 第1回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会 会議録

- 1 日時 令和8年3月30日（月）午後3時30分～
- 2 場所 大阪市阿波座センタービル3階 中会議室
- 3 出席者

（委員）7名

井上委員、岡田委員、瀧川委員、中山委員、名城委員、松本委員、村田委員

（大阪市）

中林こども青少年局企画部長、久山こども青少年局企画部青少年課長、明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長、鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理、早山こども青少年局企画部青少年課担当係長、松村こども青少年局企画部青少年課担当係長、土井こども青少年局企画部青少年課担当係長、岡田こども青少年局企画部青少年課担当係長、中野こども青少年局企画部青少年課担当係長、竹口こども青少年局企画部青少年課担当係長、末吉こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）、大西こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）、山下教育委員会事務局総務部施設整備課長代理【Web参加】、関之尾教育委員会事務局指導部次席指導主事【Web参加】

### 4 議 題

- (1) 放課後事業の取組状況について
  - ・児童いきいき放課後事業
  - ・留守家庭児童対策事業
- (2) 令和8年度当初予算について
- (3) その他
  - ・放課後事業部会の名称及び所掌事項の変更について
  - ・保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について
  - ・こども性暴力防止法について

### 5 議事概要

上記の議題について、事務局より報告と説明を行い、質疑応答及び意見交換を行った。

#### 【会議録】

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和7年度 第1回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会を開催させていただきます。委員の皆様方には公私共々ご多用のなか、ご出席賜りましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます。こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理の鎌田です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて本会議につきましては原則、公開としております。本日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんでしたので、傍聴なしというかたちで進めさせていただきます。ご了承よろしく願いいたします。

では、はじめに本日ご出席いただいております、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。名簿の順にご紹介いたします。

大阪市立小学校長会副会長の井上委員でございます。

○井上委員

よろしくお願ひいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

天理大学副学長・人文学部社会教育学科教授 岡田委員でございます。

○岡田委員

岡田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

大阪市 PTA 協議会副会長 瀧川委員でございます。

○瀧川委員

どうぞよろしくお願ひします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

大阪市こども会育成連合協議会顧問 中山委員でございます。

○中山委員

本日はよろしくお願ひします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

社会福祉法人大和福祉会理事 名城委員でございます。

○名城委員

名城です。どうもよろしくお願ひします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

大阪市青少年指導員連絡協議会副会長 松本委員でございます。

○松本委員

松本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

大阪市主任児童委員連絡会代表 村田委員でございます。

○村田委員

村田です。どうぞよろしくお願ひします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

こども子育て支援会議条例第9条により準用する第7条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ないとされておりますが、本日は7名中7名のご出席をいただいております。

りますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

続きまして本市の出席者でございますが、事務局名簿をご参照いただきますようお願いいたします。  
続きまして、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは議事に先立ちまして、こども青少年局企画部長の中林よりご挨拶申し上げます。

○中林こども青少年局企画部長

改めまして、こども青少年局企画部長の中林と申します。令和7年度 第1回 こども・子育て支援会議放課後事業部会の開会にあたりまして、ひとことご挨拶させていただきたいと思っております。

委員の皆様には常日頃から、こども青少年の健全育成に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。また本日は、年度末の大変お忙しいこのタイミングにご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

昨年度は大きな事業であります「大阪市こども計画」の策定にあたり、本部会でも忌憚のないご意見をたくさん賜りまして、無事7年3月に策定させていただきました。改めてお礼を申し上げます。

新しい計画では、乳幼児期からポスト青年期まで、幅広く切れ目なくこどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会に出て幸せに暮らしていけるようにという考え方で、年代別に基本方向を示しております。

本部会で主にご議論いただいておりますのは、児童いきいき放課後事業や留守家庭を対象とした学童保育等になるんですけれども、そちらにつきましては、基本方向2の学童期・思春期の重点施策に掲げております。基本方向2にはいきいきと学童以外に、先ほど配らせていただいた「夢プロ・地域こども関係資料」にある、こども 夢・創造プロジェクト、地域こども体験学習事業、そこに加えまして習い事・塾代助成事業、こういった事業が入っているところでございます。

次に青年期ですね、基本方向3ですけれども、そちらにつきましては、こども青少年局以外にも、市民局や福祉局が幅広くいろいろな施策をさせていただいているんですが、こども青少年局では高校を中退された方への支援策として「若者自立支援事業 コネクションズおおさか」が梅田にあるんですけど、そちらの事業を実施させていただいております。

一方、本部会は子ども会育成連合協議会、大阪市青少年指導員連絡協議会、そしてPTA協議会、主任児童委員連絡会とそれぞれ地域で活躍いただいている団体の代表の方々に、ご参加いただいているということで、私個人的には、学童保育やいきいきだけではもったいないと思っております。来年度からこの部会の名称や所掌事項を変更させていただき、学童期から青年期まで幅広くご議論いただいて、ご意見を賜れたらありがたいなと考えております。

今年度までは放課後事業部会ですので、放課後事業の取り組み状況と令和8年度の当初予算の説明のあとに、そのあたりを説明させていただき、あわせて児童福祉法等の大きな改正もございまして、本市施策への影響等について説明をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

それでは議事に入るにあたり事務局からお願いがあります。それぞれ委員の皆様におかれましてはご発言の際には挙手いただき、部会長から指名されてからご発言いただきますようお願いいたします。

それではここからの議事進行は部会長にお願いしたいと思っておりますが、今年度委員改選をさせていただ

きましたので、改めて部会長を選任いただく必要があります。部会長は大阪市子ども・子育て支援会議条例第6条第3項により、当該部会に属する委員の互選により定めることとなっております。

どなたか部会長のご推薦はございませんでしょうか。

○名城委員

はい。これまでも本部会の部会長を務められた岡田先生を推薦したいんですけどもいかがでしょうか。

○鎌田子ども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

ご意見ありがとうございます。ただいま岡田委員を部会長にとの声がありましたがいかがでしょうか。

ありがとうございます。それではご了承いただきましたので、ここからの議事進行につきましては、岡田部会長にお願いしたいと思っております。岡田部会長よろしくお願ひいたします。

○岡田部会長

ただいま部会長にご推挙いただきました、天理大学の岡田でございます。みなさんのご協力をもって会議進行させていただきたいと思っております。今日は忌憚のない意見をということでしたので、みなさんどんどん発言していただいて、実りあるものにさせていただけたらと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

議事に先立ちまして、大阪市子ども・子育て支援会議条例第6条第5項に基づき部会長の職務代理を指名させていただきたいと思っております。私が事故あったときに代理をしてくださる職務代理は名城委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○名城委員

はい、かしこまりました。

○岡田部会長

みなさんよろしいでしょうか。

○名城委員

はい、微力ですがよろしくお願ひします。

○岡田部会長

よろしくお願ひいたします。

それでは議題に入ってまいりたいと思っております。次第に沿って進めます。1つ目が議題(1)「放課後事業の取組状況について」です。児童いきいき放課後事業から順に事務局からご説明お願ひいたします。

○明見子ども青少年局企画部放課後事業担当課長

子ども青少年局企画部の放課後事業担当課長の明見です。私から議題についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1と2に沿ってご説明させていただきます。資料1をご覧いただければと思っております。児童いきいき放課後事業再構築の取組状況についてということで、まずめくっていただきまして2ページ目ですけれども、まず児童いきいき放課後事業の概要ですけれども、こちら、すべての市内の全ての小学校で行って

おり、283箇所ございまして、参加要件はだれでも参加可能、基本料金は無料で行っているものです。留守家庭の是非を問わないということで、1年生から6年生までの参加を受け入れていますが、低学年の利用がほぼほぼで、低学年の8割が利用しております。

登録数ですと5万7千人。利用数ですと1万7千人ということで、登録だけされている方もいるんですけども、平均利用児童数も年々増えておるところで、括弧内の数字が、支援を要する児童の内数ということで、こちらの数も年々増えていまして、利用者数に対して1割超える人数になってきているところです。

活動内容としましては、健全育成ということで、様々な遊びや活動を通して経験を積むというところ。もう1つが、自主学習の習慣付けということで宿題タイムを設けて宿題をやる習慣を身に付けるところと、読書活動の充実というところに取り組んでおります。

土曜と長期休業時、夏休みと冬休み、春休み等も実施してるんですけど、課題としましては狭隘化等も進んでいるところで、活動場所をしっかりと確保するというところと、支援員もしっかりと確保していくところが課題になっており、令和6年・7年、2か年かけて再構築に取り組んでいます。そちらの内容は3ページのスライドに書かせていただいております。

令和6年度は、既存の契約内容でできる内容から取り組みまして、令和7年度に契約をまき直して、抜本的に変えるところを加えていったという内容になっております。

大きく5点ありまして、1つ目が狭隘化対策で、児童数の増加に伴い、数として狭隘化しているところで新たに活動できる場所、今使わせてもらっているところにプラスアルファで、特別教室だったり図書室であったり、学校長に協力いただきまして、新たな活動場所を確保するというのをこの2か年、特に狭隘化が深刻な活動室ということで位置づけた27活動室で取り組みをさせてもらったところです。

複数の活動場所を確保するというので、その分支援員の数も必要になってくるということで、支援員の数もたくさんつけれるよう、令和7年度から予算をだいぶ付けさせてもらって対応しているというのがこの狭隘化対策です。

2点目が、支援が必要な児童等の対応ということで、支援員を追加配置できるように基準を変えたり、予算も含めて手当をさせてもらったりですね。あとは医ケア児の対応の分。

また支援員のスキル向上も必要ということで、令和6年度から発達障がいに関する基礎的研修というのを導入して、令和7年度からは、新たな取り組みとして、パーソナルケアの巡回指導ということで、専門的な知識のある方が、特にお困りの活動室に実際に出向きまして、支援員の対応を見ながら「こういうことしたらいいよ」とか、後方でアドバイスをするという、後ほど詳しくご説明させていただきますけども、そういった取り組みもさせてもらっているところです。

3点目が人材確保ということで、支援員をたくさん確保するため、給与水準のアップも図っておりまして、特に常勤のチーフにつきましては大幅に引き上げて、しっかりと確保していくという取り組みもやっております。

4点目がモバイルの活用促進ということで、入退室管理システムを導入しまして、親御さんがスマホで利用登録ができるようなシステムで、入退室管理もランドセルに着けたICタグで自動で反応させて、いつ出た、いつ入ったも管理して、あとは延長利用にかかるお金の計算もそれで行いまして、口座引き落としもやるということで、活動室の職員の負荷軽減になるし、保護者さんも利便性が向上する取り組みになっております。

5点目が活動時間延長の充実ということで、7年度からの取り組みなんですけれども、これまで、午後6時から7時までの時間延長を5人以上の希望があればやっていたところ、人数要件を撤廃しまして、おひとりでも希望があれば時間延長を使っていただけの取り組みも始めております。あとはスポット利用も新設しております。

右側ですね、再構築にかかった費用ということで6年度は、元々の契約条件での範囲ということで、それほど大きくないんですけども、7年度はドカッと予算も20億ほど増えて、令和8年度はほぼ7年度と同規模の費用となっていて、再構築2か年と言っているんですけど、2か年で終わりではなくて大きくなったところを引き続き継続してやっていくという方向性になっております。

一番下のところに総事業費の推移を書かせてもらってるんですけど、元々令和5年は40億円ほどの規模だったんですけど、再構築の取り組みを加えたことで、今は60億規模の事業費となっております。

続きまして、それぞれの対策の進捗状況を4ページ目からご覧いただければと思うんですけど、さきほどの「狭隘化対策」。27カ所を2か年かけてやっていくところで、5年度は先行してやってる部分があるんですが、それぞれ学校の協力を得て、新たな活動場所の確保もこの2か年で対策を完了したところです。

ただですね、マンション建設等、それぞれ地域の事情等で、もともと設定した基準を超える狭隘化が特に厳しくなっているところが10カ所ほど、令和7年4月時点で出てきましたので、そちらも順に対応してまして、いま半数、5つは対策しておりまして、残りもいま調整を行っているところで、8年度中には対策を終えるような状況になっております。

さきほども申しましたけども、「狭隘化対策」2か年で終わりではなくて、次年度以降も今回の基準では対象じゃないところでも、狭隘化対策は十分と言えないところもございまして、特に狭隘化が厳しいところから順に、対策を引き続きやっていく予定であります。

②の「支援が必要な児童等の対応」で、先ほど申しました研修ですけども、左側が基礎的な研修。これは座学中心で令和6年度から始めてまして、アンケート結果を踏まえて7年度は改善を行ったりしてですね、毎年ブラッシュアップしながらやっていけたらと思っております。こちら学童の職員も含め毎年800人程度を対象に行っております。右側の巡回アドバイザー業務が、令和7年度から始めたものですけども、こちらはのちほどご説明させていただきます。

「人材確保」一番下ですね。令和5年・6年・7年度と経過を示しておりますけども、左のチーフマネージャーのところを見ていただきますと、月額20人ずつ。チーフはなかなかすぐに数が増えないんですけども、月額は順調に増えてるんですが、日額は減ってる。これは、雇用安定化が図れて、優秀な方の確保に貢献しているというのが見て取れると思います。スタッフ支援員につきましては、5から6で200人程度、6から7で300人弱という増え方だったんですけども、令和7年度、予算もだいぶ付けて力も入れさせてもらったところで4月から1月にかけて450人ぐらい増えるということで、こちらも効果が現れてきております。

続きましてスライド5ページ「入退室管理システム」ということで、公募で選ばれた「いきいきミマモルメ」と呼んでいるアプリを使っております。導入効果ですけども、半年ほど使っていたところで保護者アンケートを取ったんですけども、声として多かったのが「携帯から利用の申し込みとか変更もできるのが非常にありがたい」ということであるとか「複数日分をまとめて一括登録できるから、紙の時よりも簡単になった」とあるとか、あとは「こどもがいつ活動室出たとか、そういう時間がアプリで簡単に確認できて助かります」とか「お知らせとかメールとか、アプリで確認できるので便利になった」というお声もいただいております。

一方ですね、右側、導入後の課題としまして、保護者からのお声としてあったのが特に導入当初、切り替えのタイミングであったのもあるんですけども「カスタマーセンターに電話が繋がらない」とか、その時の対応に関する苦情等も寄せられたところでした。そちらもシステム事業者、職員の配置の適正化であるとかですね、人材育成の指導を徹底させてもらっているところです。あとは「システム登録の時のWEBサイトがちょっと分かりにくかった」というようなお声もあったので、こちらもシステム事業者と協議しまして、サイトの表記上等の改善を図ってもらっているところです。

あと現場のスタッフからのお声としてですね、外国にルーツのある保護者さん・児童さんが多い中で、

登録する時に多言語化はしていないので「手間取った」というお声もあったので、こちらシステム事業者と今、協議を進めているところなんですけれども、できるだけいろんな方が登録しやすいようにしていこうというのは今、調整させてもらっています。

また直接これに関わるわけではないんですけれども次年度から、多言語のリモート通訳システム。またのちほどご説明しますけれども、そういったものを導入して支援していけたらと思っているところです。

「活動時間の延長の充実」下のところですね。さきほど申しましたように人数要件を撤廃しましたので、令和6年度でいきますと、朝延長は144が、令和7年度になりますと269と一気に活動室数としては増えているということと、夕方延長も同じですね、182ほど増えたということで、こちら、利用人数要件撤廃の効果は大きいものと見ております。

最後にですね。アンケート結果です。秋口にアンケート調査させてもらって、再構築でいろいろ取り組んでおる中なんですけれども、6年度から7年度にかけて「満足度」が下がっておるところが見取れます。これは重く受け止めて、分析させてもらっているんですけれども、こちら「不満」が少し増えて、「満足」という方が減りまして、「普通」を選ばれた方が、昨年度に比べると大幅に増えてまして、どういったところが原因として考えられるのかを運営事業者とも話しさせてもらって、猛暑であるとか、工事等で活動場所に制約もあったと聞いていまして、そのへんで活動できる場所。特に年々猛暑で指数が高い日が続くので、運動場使える日がだいぶ減ってきているところで、屋内の需要も高まっていまして。屋内でたくさん集まるとエアコンの効きも悪くなったりするところで、満足度が下がった部分があったり、支援が必要な児童が増えているところで、トラブル対応する時に、支援員の方が大きな声で指導するようなケースもあって、そういったところが保護者の方の目に止まって、私等も市民の声として、苦情をお聴きしたりすることもありました。

あとはですね、令和7年度一斉に運営事業者の公募を実施したんですけれども、一部新たな事業者の参入もございまして、そこの立ち上がりのところで、私等もだいぶ支援はしているんですけれども、慣れるまでに少し不安定な部分も、運営面であったというところで、そういったところも影響しているのではないかとということと、ミマモルメも7年度から導入というところで、ルール変更等されていますので、そのあたり最初のもたつきといいますか、利用者にご不便かけたところもあったのかなと。

そういったところが少し、満足度の低下につながったのではないかなと思っておりまして、来年度に向けてはしっかりと改善していけたらと思っておるところです。

資料1につきましては以上にですけれども、資料2も引き続きご説明させていただけたらと思います。

さきほど申しました令和7年度、新規に取り組んだ巡回アドバイザーの業務委託ですけれども、こちら近年ですね、発達障害と特性のある支援が必要な児童が増えている中、活動室の職員が対応に苦慮するケースが増加してきたというところで、再構築において取り組んだ内容です。こちらは、当初はプロポーザルで予算1千万ほどで公募と1ページに書いているんですけど、2ページ目を見ていただきますと、大阪教育文化振興財団さんが取られて、契約金額は記載のとおりです。

委託内容なんですけれども、特に困っている活動室を、事業者に出していただき、20活動室ピックアップさせていただき、一活動室につき合計5回、月1回程度巡って、計100回程度の巡回を行うということになっています。

巡回アドバイザーが実際に活動室に行って、支援が必要な子どもへの対応、活動室の職員がどういった対応をしているかをしっかり観察してアドバイスをすると。また、その内容を持ち帰っていただきまして、スーパーバイザーと共にカンファレンスを開いて、どういった対策がいいかを検討する会議も開いていただいて、また次行った時に、フィードバックするといったことを一活動室につき5回程度、20活動室について、行って回ったところです。

こちら活動室より非常にありがたいというお声を伺っておりまして、ニーズも高いというところで、令和7年度もですね、詳しい活動室アンケートはこれから取るんですけども、そのアンケート結果も踏まえてブラッシュアップして、次年度も引き続き良い事業にしていけたらと思っておるところです。巡回アドバイザーにつきましては以上になります。児童いきいき放課後事業につきましては、説明は以上になります。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。ルール詳しくご説明いただきましたが、みなさんのほうからなにか、お気づきの点やご質問ございますでしょうか。どうぞ。

○中山委員

ちょっとお尋ねするんですが、この支援員の増加ということで、いま、文科省あたりが社会教育士の普及を図っておられますね。そういう制度で資格を持った人ってはおるんですか。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

チーフの要件の中にその資格も入れてまして、そういった方もご参画いただいているというふうに思っているんですけども。

○中山委員

特に文科省が今、力を入れている地域活動は社会教育士。昔は教育委員会に社会教育主事がおりましたけども、今はほとんどいないでしょ、大阪市に。そういうところから全体的に全国的に今、社会教育士という資格は120時間の講習で資格を与えられるということで今、文科省が盛んにやっとなんですけども。今後、こども会もそういう指導者の資格を持たなきゃいけないよという。今ではこども会はほとんどが危険予知トレーニングという、危険予知というか、そういうKYTの講習資格を初級・中級・上級ということで。それとジュニアリーダーのユースとジュニアの資格認定等はやっておるんですけども。これからこども会も、社会教育士の認定事業に取り組むようになりますんで、こども会の指導者の中に、かなりそういう関心のある人がおりますし、認定も資格を取っておる方もおられるんで、そういう者にも呼びかけをして、地域で貢献していただいたらありがたいかなと思うんですが、今、現実にはそういう資格を持った人が指導者に入っているんですか。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

そうですね。要件に加えておりますので、そういう資格があったらチーフになっていただけるということで。すいません、人数がどれだけいるかまでは調べ切れてないんですけども、そういう方ももちろん入っていただけていると思っております。

○中山委員

そのあたりの社会教育士の資格を取るPRとかしていますか。していない。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

PRまでは。

○中林こども青少年局企画部長

周知等もさせていただけたらと思います。今、現時点ではしていないというかたちですね。

○中山委員

ありがとうございます。

○岡田部会長

ありがとうございました。ほか、なにか。どうぞ。

○瀧川委員

瀧川と申します。私いきいきの先生もしながらPTAもやってるんですけど、このミマモルメは最高やなっているのは思います。でもやっぱりできない方もいらっしゃるので、でもみなさんがフォローしてくださったりして、いきいきでもすごい大変でした。でも大変だったんだけど、それをすることによって、こども達がどんだんそこを通過して、すごいこれは「良いな」というのは保護者も思っています。

でも支援のお子様というか、お母さんも分からない状態だったりとか、1年生・2年生の間は分からなかったりとか、いろいろ関わっていく中で、もしかしてと思うお子さんもいらっしゃるんですけども、グレーゾーンで、すごく保護者さんも大変だなんて思うんで、そこもフォローできたら良いなと先生方とか保護者の方と話しています。

○岡田部会長

その支援を要するようなお子さんって増えてきている感じは。

○瀧川委員

そうなんです。

○岡田部会長

でしょうね。

○瀧川委員

はい。登録されてる方は分かるんですよ。先生がつかないといけないとかあるんですけども。でもね、やっぱり「もしかして」ってすごく大変な子が増えてるっていうのは感じます。だからお母さんもお父さんも大変っていうのはすごく思っています。

○中林こども青少年局企画部長

そのこども達の特性については、やはり保護者の方って認めたくない部分もあるんですけども、認定がされている、されていないではなく、支援を必要としているこども達にスタッフを配置できるよう、委託料を幅広く使えるようなかたちに7年から変えさせていただいたので、これだけスタッフが増えているというのは児童が増えていることに加えて、フォローが必要なお子さんにスタッフがつけられるようにしています。

複数の目で見えていくことも大事で、違った目で見ると、違った育ちにつなげることもできると思いますので、そのあたりは大阪市としても力を入れて、進めていきたいと考えてるところです。ありがとうございます。

○岡田部会長

よろしいでしょうか。ちょっと満足が下がって、不満が増えているということですが、この事業っていうのは大阪市の1つの売りだと思っんですよね。放課後子ども教室ってたいがい、週一回くらいしかしてないのが、大阪は毎日されてて、非常に保護者の方が安心されていると思っんですね。ですから不満をよく聞いて、より良くしてあげていくとますます良くなると思っしますので、ぜひ聞き取りとかをよろしくお願ひしたいと思っします。ありがとうございます。

それでは、続きまして今度は「留守家庭児童」のほうの説明をお願ひします。

○明見子ども青少年局企画部放課後事業担当課長

資料3・4に沿いましてご説明させていただきます。

資料3をご覧いただければと思っします。

留守家庭児童対策事業はですね、民設・民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助する事業になってまして、令和7年度は登録人数は3千286人で、106クラブに対して経費の一部を補助を行っておるところです。

令和7年度の補助金の主な取り組みとして、新たに取り組んだのが、一番下のICT機器の整備。こちらが補助金申請に関わりまして、年々補助メニューが増えて煩雑になっているため、令和7年度からクラウドのシステムを導入したのですが、クラウドにつなぐにあたりまして、機器を新たに購入いただけるようにというところで、上限20万円でパソコン・スキャナーを買っていただく費用を予算化したものになります。

こちらは106クラブのうち101件から申請いただいたところなんです。

7年度新たにではないんですけども、運営費は新基準で令和6年に新設しておりまして、常勤の放課後支援員2名以上配置した場合に、今までの運営費よりも、ワンランクアップの基準にできるというもので、ざっと200万位のアップになるものです。

平均児童数に応じて運営費の金額は変わってくるんですけど、25人の場合は元々568万ほどだったのが、779万ほどアップになる。それだけ新基準は上がるというところで、令和6年度から始めた時は60件ほどの申請に、70件の申請があり、しっかりと2名確保したところが増えてきているというところなんです。

2つ目がですね「障がい児の受け入れ推進加算」こちら元々あったものなんですけれども、7年度から基準が緩和されまして、元々は障がい児が実際にいなければ、この補助金は充てれなかったんですけども、実際にいなくても受け入れるために人を確保すれば、補助金うちますというところで、安定的にそういう方を雇えるメリットもございまして、こちら6年度57件だったのが85件で、大幅に利用いただいているところが伸びて、年額223万ほどの補助になっております。

「医療的ケア児の受け入れ推進加算」これは令和4年度から導入しておるところです。これまで利用実績はなかったんですけども、令和7年度に初めて医療的ケア児の受け入れに取り組んでいただいているところが出てきてまして、こちら医療ケアのための、看護師等の人件費の分で年額400万ほどと送迎支援。タクシーとか使って送迎支援というところもメニューとして設けておりまして、年額135万ほどの補助単価になっております。

これが7年度の主な取り組みとしてピックアップさせてもらったところなんです。

次のスライド3ページ見ていただきますと、一番上が留守家庭児童の補助金の拡充ということで、年々新たな補助メニュー等を増やしているところなんです。物価高騰支援とか年度単発のものも、毎年のようにありまして、令和7年度も、令和8年度に繰り越しているんですけども事業継続支援。そういった物価高騰支援とか性被害の防止のメニューも入れているところになります。

研修の拡充も、いろんなメニューを設けているところ、また、一番下段が補助金事務について、事務負担が増えているところで、令和6年度は、行政オンラインシステムで本市に申請いただくというところで、改善を図ったんですけども、本市から修正指示する時にメールになるところに課題があり、令和7年度からクラウドシステムを導入いたしまして、それぞれがクラウド上の最新の情報を見るシステムになりました。

最後4ページ目が「保護者のアンケート結果」ですけども、こちらはですね、ほぼ横ばいに近いんですけども、若干満足度が上がっていきまして、特に施設設備のところでは53が57%で、いろんな工夫をされて改善が図られているというアンケート結果等も出ており、効果が現れているのかなと分析しておるところです。

続きまして資料の4ページが、さきほど申しましたクラウド環境の整備で、ノーコードツールを活用した申請手続きの改善ということで、ノーコードツールというのはプログラムを直接書かなくても、簡単に職員がアプリをつくれるもので、クラウド環境に申請してもらって、事務局もその最新のクラウド上のデータを見るというものになっております。

下のほうにどう変わったか書かせてもらってるんですが、今まではメールでやり取りして、エクセルで送ってもらって修正を返すんですけど、データが先祖返りしたり、マクロがおかしなことになったりというのもあったんですけども、このノーコードツールアプリを導入することで、そういった誤りもなくなったり。1回入れてもらった情報を何回も入力をしなくて済むであるとか、すごく入力の手間を省けるようになったりですね。

あとは今まで書類ベースでの申請だったんですけど、アプリで入力した情報をほかでも反映したりして、1回の申請で複数の申請書がパッとつくれるようにしたり大分効率化しました。これを入れるにあたって、そもそもの事務のあり方も併せて改善して、効率化を図っているところ。あとはアプリで、一個一個入力項目の横に「ここはこういうものを入れるんだよ」みたいな注釈も入れやすくなって、入力の時に迷うことがないような工夫も加えて、お互いの事務効率につながるよう取り組んでいます。

本格導入が令和8年の4月からになるので、最初はちょっとバタつくかもしれませんが、職員がつくれるシステムということで、なにかあれば職員がすぐに改善できますので、どんどんブラッシュアップして良いものに仕上げたいというふうに思っているところです。留守家庭児童対策事業については以上になります。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。皆さん、ほかなにかご質問・ご意見ございますか。

○井上委員

はい、一点教えてください。

○岡田部会長

はい、どうぞ。

○井上委員

多言語対応というのは、留守家庭児童対策に必要だと思うんですけども、翻訳機導入支援は具体的にどのような。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

はい、そちらは予算のところでは後ほど改めてご説明させていただきます。

○井上委員

分かりました。

○岡田部会長

リモート通訳については改めてということで。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

はい、先走ってちょっと書いておりますが。すいません、のちほどご説明させていただきます。

○岡田部会長

そのほか、いかがですか。どうぞ。

○松本委員

留守家庭児童対策事業の取組についての2ページ目のICT機器整備で、106クラブ中101件もこの申請をしているっていうのは、今までしてなかったのか、より一層ICTを充実していこうと思ったのかどうか気になったのと、もう1点はこのICTで、さきほど上限20万円でパソコンなどを購入されるとおっしゃられてましたけど、ハードを買う分だけで、こんなふうに使ったらいいですよっていうアドバイスの的なのがあるのか、教えていただけたらと思います。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

もともと行政オンラインシステムを使っていたので、パソコン等は基本にお持ちで、スキャナーもあると思うんですけども、今回はこのクラウドシステムを入れるということで、最新の処理速度の速いパソコン等でやっていただけたらということと、あとは紙資料もどんどんデジタル化していくということでスキャナーも購入いただいて、データをPDFにして送っていただくといったところで、今回、単年度限りですけども導入しました。

機器だけの補助なんですけれども、使い方につきましては、このクラウドのキントーンアプリで申請いただくんですが、そのアプリのマニュアルもそこに載せますし、入力する箱のところに「ここにはこういうものを入れてください」みたいな注釈も入れさせてもらうので、今まで記入例を見ながら入力していたところが画面で見れたりとか、そういうフォローはさせていただこうと思っております。

○松本委員

そういうことですね。そういったソフト面もそうやってサポートしていただけるのは良いことだなと思ったんでありがとうございます。

○岡田部会長

局だけじゃなくって、それぞれの施設にもノーコードツールが。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

そうです。クラウド上でお互い最新のデータを見て、事業所のIDで入ったらその事業所だけのデー

タが見れる。そういうかたちで入力してもらって、私等もそれを確認してそれが申請書に代わるという。

○岡田部会長

サイボウズのキントーンですか。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

そうです。当局でもいろんな部署でどんどん取り入れておまして、職員が簡単にアプリをつくれるというところで、事務の効率化を図らせてもらっているところです。

○中林こども青少年局企画部長

名城先生が1番使われてると。

○名城委員

保育園では先行してキントーンが入っておりまして、だいぶ楽になっております。今年度から学童保育でも取り入れるようになって、一定楽になっております。画面につきましては、ちょっと個人的な意見もあるんですけども、入力しやすくなっております。ありがとうございます。

○中林こども青少年局企画部長

現場からのご意見をいただきながら、より良いかたちに改善もしていきたいなと思います。ありがとうございます。

○岡田部会長

今こういう方面は日進月歩ですが、生成AIなんかは、大阪市はどれぐらい取り入れているんですか。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

大阪市は、職員が全員使えるようなかたちになってまして、最後は自分で調べないといけないんですけども、サッと概要知りたいという時は、非常に役立つ。文章作成も添削も容易になりますし、文字数をちょっと減らしたいなという時なんかは、すごく賢くまとめてくれたり、私は非常に活用させてもらって、便利だという声はすごい聞いておりますね。

○中林こども青少年局企画部長

一般のものは使ったらだめなんですけども、大阪市独自のオアシス、そちらを使うようにしております。

○岡田部会長

あれもね、質問すると、外部に漏れていく可能性があるからね。セキュリティも駄目ですよ。

○中林こども青少年局企画部長

そうなんです。なので一般のものは使ったら駄目とさせていただいております。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

なので外に出ないようなかたちになってます。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。もう大学でも学生がどんどん使うんですよね。使うと言えない時代ですよ。これをどう上手に使うかが今教育の課題ですよ。ありがとうございます。

ほか、なにかお気づきの点ございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、先に進ませていただきます。

議題(2)ですね。「令和8年度当初予算について」事務局からのご説明をお願いします。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

すみません、ちょっと1点だけ。

いきいきと留守家庭児童対策事業以外にも、私共の取り組みとしまして「こども夢・創造プロジェクト」と「地域こども体験学習事業」がございまして、参考資料でつけさせてもらってるのがそれですけれども。

まず、こども夢・プロジェクトの前期・後期の募集パンフレットと、こども夢新聞になります。

こちらこどもが将来の夢や希望をはぐくむことを目指して、さまざまな分野のプロフェッショナルを講師に招きまして、憧れの職業を本格的に体験できるプログラムで、すごい人気がありまして、ものによったらずごい倍率の抽選になったりしてるんですけど、お知り合いのお子さんとかいらしたらぜひ参加していただきたいものになっております。

もう1つのパンフレットの地域こども体験学習事業というのは、こちら地域でこどもの健全育成に関わる活動を行う団体を対象にした事業ですけども、実際こども達を招いて、こういう授業をやって、それをその地域の方が自分達でできるようにというところを目指して、やってるものですけども、これもかなり人気のあるものになっております。こちらの2つもご紹介させていただきます。

それでは議題(2)のほうに移らせていただきます。

令和8年度予算について、資料5ですね。

児童いきいきにつきましては、ミマモルメの導入の初期費用が減ったところが大きなところで、留守家庭につきましては、ほぼ単価改定による増です。

資料5別紙ですね、児童いきいき放課後事業の内訳を書かせてもらっておりますが、こちら運営・管理業務委託が若干、契約落ちによる減があるんですけども、大きなところは、入退室管理アプリ、ミマモルメの初期費用が減ったことによる減になります。光熱費は、若干上がってたりするんですけど、ほぼほぼ昨年通りの金額になっておりまして、1つ新規で、外国につながる児童等への通訳支援事業が増えて、これがいきいきだけで1200万ほどの増になっているところです。

裏面が留守家庭児童対策事業の予算の内訳ですけども、年々物価も上がって、補助単価も増額改定が行われて増になってるのが、大きな要素ですけど、新規でこちらも、のちほどご説明します、性被害防止の対策補助金であるとか、事業継続支援補助金とか物価高騰支援、外国につながる児童等への通訳支援事業。そういったもので少し増になっているところが、令和8年度の予算案になっております。

引き続きまして、資料6ですね。多言語リモート通訳システムの利用開始についてですけど、まず導入の背景ですが、本市の外国人住民数が政令市で最多ということで、人口の7.7%まで増えてるところと、外国人の転入超過は全国最多になっております。それに伴い、外国につながる児童数も増加しておりまして、各施設においては翻訳機とポケトークとかそういった、機械を使ったAI翻訳で対応してるんですけど、それでは対応しきれない事案も増加傾向にあるというところで、いきいきとか留守家庭だけではなく、保育所とか幼稚園も含めて当局全体で取り組むリモート通訳システム導入で、令和8年度予算を取っておりまして、具体的には、パソコンとかタブレット・スマホで翻訳オペレーターとつなぐ、IDがあればそのサイトにアクセスして、使いたい言語を選ぶと電話のように呼び出しして、オペレーターが画面上に

現れて通訳をするというものになっております。

こちら機器等はですね、いきいきであれば運営事業者で、留守家庭であれば学童の施設のお持ちのパソコン・タブレット等をご用意いただくんですけども、IDは本市から渡して、利用料は本市負担で、ポケトーク等で対応できないケースにお使いいただくことを想定しております。今、6月からの利用開始を目指して進めているのが、このリモート通訳システムでいきいきと学童を合わせて1300万ほどの予算を取らせてもらってます。

続いて資料7の1つ目が、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業で、これは物価高騰を受けて、国が補正予算を組んだものですが、時期が時期というところもあり、令和8年度に繰り越して実施します。放課後児童クラブにつきましては一施設5万円で、通常使っておる経費であれば、ほぼ充てていただける物価高騰で経費が増えた分に使っていただくものになっております。

下段が、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業についてで、パーテーションとか、カメラとかそういったものを性被害防止のために使っていただく、一施設7万5千円の補助です。令和6年度は、利用率が3割切るぐらいだったんですけども、今回は子ども性暴力防止法が令和8年12月25日に法施行されることも見据えて、改めて予算メニュー化したものです。予算につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

○岡田部会長

はい、ありがとうございました。井上委員、リモートの件、今ご説明ありましたが。

○井上委員

はい。市の実態から行くと、多言語対応も早急の課題だと思いますので、引き続き、推進していただきたいと思います。

○岡田部会長

はい、お願いします。みなさんから何かございますか。予算について。ないでしょうか。それでは次に行きますが。

実は私、別の自治体でも放課後事業の委員してるんですけど、その会議ではほとんどテーマは一体的運営なんです。文科省の事業と厚労省の事業を一体的に運営するというのがいつも議論になるんですけど、大阪市ではあまりテーマにはなってないですか。

○明見子ども青少年局企画部放課後事業担当課長

いきいきは、文科省の補助金を使って放課後子ども教室というかたちで、283カ所あるんですけど、そのうちの86カ所ほどに併設でいきいきクラブっていう名前で、放課後児童クラブの要件に合致するところは、子ども家庭庁の補助を使わせてもらう取り組みさせてもらってまして、校内交流型というかたちになるんですけども、そういうところも一部あります。

○岡田部会長

すいません、ありがとうございました。

○中林子ども青少年局企画部長

他都市というのはどちらの。

○岡田部会長

さっきも言いましたように、放課後子ども教室というのは週1回ほどしかしてない。それに対して、放課後児童クラブはほぼ通学時は毎日やっている。放課後子ども教室は学校施設を使っているが、放課後児童クラブは学校外施設を使っているので、こどもの行き来が発生する際にどうするのかとか、こどもが両方に参加する時に、責任はどっちが負うのかとかってというのが解決つかない問題に。

○中林こども青少年局企画部長

ということは施設が別ということですね。民設・民営と公設・公営かもしれませんが。行き来するということですか。

○岡田部会長

放課後児童クラブも校庭を使う場合もあったりして、その時は誰の責任になるのかとかですね。校長先生が「大丈夫、わしが責任取ったる」ってひとこと言えば済むんですけど、なかなかそういかないというところがあって。

○中山委員

予算は色々あると思うんですけども、私共は予算の説明に、まず文科省が来て、こども家庭庁が来て、厚生労働省も来るし、去年から警察庁がまた来るようになって、こどもの交通安全について。だから、放課後事業とこどもだけじゃなくて、青少年という言葉が入ったら交通安全についても、今後考えしていく必要があるんじゃないかなど。

どうですか。こどもの交通安全というのは自転車の法改正も含めて今、地域防災も含めてよく言われるんですけど、そのあたりはこの青少年の問題になると思うんですけど。

○中林こども青少年局企画部長

直接今、こども青少年局で主体的にやってるものはないんですけども、まさに松本副会長が。今年、青少年指導員連絡協議会の研修の項目として。

○松本委員

ああ、そうですね、自転車。

○中林こども青少年局企画部長

松本さんのほうからご紹介いただけたらと思うんですけども。府警の方に来ていただいた。

○松本委員

自転車でしたね。細かいルールとかもありました。

○中林こども青少年局企画部長

地域に出向いていただく青少年指導員の方々がまずそれを知っていただいて、若者・子ども達に対しても普及するという目的で府警さんと呼んで。そういった活動が大阪市でいきますと市民局になるんですけどそういったところとか、教育委員会で子ども達に向けて研修されたり。

折に触れ、そういった観点を持たないといけないという意識は持っています。こども青少年局のそれぞれの事業で具体的にやってるものはないんですけども、そういった中山先生のご意見をお伺いしながら

ら進めて行きたいと思います。ありがとうございます。

○中山委員

縦割りで一緒にしてるのか分からないけれど、青少年の関係では、まず総務省、そのあとは厚生労働省からも。文科省、こども家庭庁。いわゆる交通安全については警察庁。青少年問題は幅広いんで、そのあたりの取り組みも、今後必要かなと思うんですけどね。

○中林こども青少年局企画部長

ありがとうございます。

○中山委員

また5月に文科省から説明に来ると思いますけど。毎年5月に各省庁が説明に来るから、いろんな意見を参考にしていきたいなと思います。

○中林こども青少年局企画部長

またいろいろ教えてください。よろしくお願いします。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。あと1つ、いま大学で結構、課題になっているのがこどもの性暴力法律ができて、教育実習とか社会福祉施設への研修へ行く前に、そういう前歴がないことを確認しなければならないとなってるんですね。雇用したり、研修を受け入れたりする時に。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

それはのちほどご説明させていただきます。そこで議論させてもらえたらと思います。ありがとうございます。

○岡田部会長

それでは進めてまいります。議題（3）「その他」のまず「放課後事業部会の名称及び所掌事項の変更について」ご説明をお願いします。

○久山こども青少年局企画部青少年課長

青少年課長の久山から資料8を使いまして、来年度から本部会で調査審議いただく事業の範囲を拡大して、部会名称を放課後・青少年事業部会に変更をするという内容について、説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

変更の理由ですけれども2点ございまして、資料8をめくっていただきまして3ページのところですね。上段にこども計画策定の趣旨としている部分をご覧ください。

大阪市はこれまで、こども子育て支援法に基づく市町村こども子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体化させた、大阪市こども子育て支援計画というのを策定しておりまして、こども青少年や子育て支援に関する施策を推進してまいりましたが、令和5年に、こども施策を社会全体で推進していくための包括的な法として、こども基本法が策定されたことを受けまして、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とする「大阪市こども計画」を昨年度末に策定しております。

このこども計画では、計画の対象が全てのこども・若者と子育て当事者として、18歳とか20歳という年齢の括りで支援が途切れることの無いようにという考えのもと、行政や各関係機関が担うべき取り組みや、市民や地域の主体的な活動を支援する取り組みを総合的かつ一体的に、取りまとめたものとなっています。

このこども計画では2ページにありますように、乳幼児・学童期・思春期・青年期とライフステージに応じて、計画の基本方向を定めまして、目指すべき目標像に向けて、施策を実施していくこととしております。そして、それぞれの基本方向に対応して、大阪市の施策について調査・審議をいただくこども子育て支援会議の専門部会が基本方向1につきましては教育・保育子育て支援部会、基本方向2についてはこれまでの部会構成でいいますと、本部会の放課後事業部会となりますが、従来通りの専門部会の構成では基本方向3の青年期について、調査・審議いただく専門部会が存在していないという状態でございました。そこで本部会で扱う事業の対象範囲を、学童期・思春期までのこどもに限定するのではなく、青年期を含め、青少年期全体を対象とした事業に拡大をするというのが、今回の部会の変更の趣旨でございます。

3ページの真ん中に戻っていただきまして、部会の所掌範囲を矢印で示しておりますが、従来の放課後事業部会では白抜きになっています4つの事業、特に児童いきいき放課後事業と留守家庭児童対策事業についてご議論いただくことが中心になっていたかと存じますが、ここを広げまして基本方向2でいいますと、習い事・塾代助成事業とこども文化センターや信太山青少年センターといった青少年施設について、基本方向2でいいますと、社会参加に困難を抱える若者への支援として、平成20年から実施しております、大阪市若者自立支援事業、コネクションズおおさかと一緒にやっています。高校中退者への支援策としまして、高校と連携して実施している事業で、部会で取り扱う事業の範囲を拡大するというございます。

本部会の専門員の皆様が、小学校の校長先生でいらっしゃったり、PTA協議会やこども会、育成連合協議会、青少年指導員連絡協議会、主任児童委員連絡会のそれぞれの代表という、こどもに関するさまざまな立場の方に参画していただいておりますながら、部会で扱う事業の範囲が限定的であったことを解消するべく、青少年施策全体についてのご意見を頂戴するというかたちに変更させていただき、こども会や青少年指導員、PTAや主任児童員といった皆様の専門的見地から、施策の審議をお願いしたいということが2つ目の変更理由でございます。

以上の内容で令和8年度からは部会名称も「放課後・青少年事業部会」と変更して、ご審議を賜りたいというふうに思っております。簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。

所掌事項が幅広くなるということですが、冒頭にもお話しいただいた、こういうかたちでこの会議の名称が変わり、所掌事項も広がっていくということですね。この会議体でオッケーを出すということですか。

○中林こども青少年局企画部長

議決自体は親会のこども子育て支援会議で先月いただいておりますので、報告というかたちとなります。申し訳ございません。

○岡田部会長

了解いただけるかどうかということですね。

○中林こども青少年局企画部長

そうですね。

○岡田部会長

ご了解いただきたいということですが、よろしいでしょうか。これに関わってご質問ございますか。よろしいですか。

○村田委員

よろしいでしょうか。

○岡田部会長

どうぞ。

○村田委員

青年期のコンネクションズおおさかと中退者への支援策って、具体的にどういうことをされてるんでしょうか。

○久山こども青少年局企画部青少年課長

コンネクションズおおさかっていうのは、駅前第2ビルに相談室があるんですけども、そちらで平成20年から、ニートとか無業者とか、社会参加に課題を抱えている若者がそこに相談に行きまして、仕事体験とか、セミナーとかを受けて、自立に向けてステップアップしていくという事業をやっております。

高校中退者への支援策は、その事業の中でやってるんですけど、未然防止とか、社会との接点がなくなると家に引きこもったり、なかなか次に進めないことにならないように、高校にいる間から、中退者が多い高校を13校くらいに入って、コンネクションズおおさかのセミナーを実施したりして、関係をつくって高校中退の未然防止、または中退してしまったとしても、相談するところがあることを知ってもらうという事業です。事業の内容は、次の部会で説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○村田委員

ありがとうございます。

○岡田部会長

これはいつから。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

令和8年4月1日。要綱が変わります。

○岡田部会長

分かりました。みなさんご了承いただいたということで、よろしくお願いいたします。続いてですね、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等についてと、それと、こども性暴力防止法

についてご説明をお願いします。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

まずは資料9からご説明させていただきます。

こちら児童福祉法の改正によるものですが、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいるというところで、これまで児童養護施設等については、元々職員による虐待等を見つけた時は、通告する義務が設けられていたんですけども、それを保育所等にも広げていこうというところで、保育所等の等の中に、放課後児童クラブも含まれるようになったというところなんです。

令和7年4月に改正で令和7年10月に施行ということで、もう改正は行われています。内容なんですけれども、通告義務の対象に保育所とか放課後児童健全育成事業等が追加されたというところで、1つ目が発見した時の通告義務、2つ目がそういう事実を確認した場合は都道府県等、放課後事業でいきますと大阪市が必要な措置を取るところ。必要な措置を取った場合に、児童福祉審議会等の意見を貰いなさいというところ。結果については都道府県が公表し、国による調査研究も行われるという内容になっております。

2ページ目、裏面めくっていただきまして、令和7年度の取り組みということでこの10月の法施行に先立ちまして、いきいきの運営管理事業者と放課後児童クラブの事業者向けに国が出した、保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン、保育所等を中心としたガイドラインなんですけども、学童等もこれを参照しなさいという通知になっておりまして、このガイドラインを共有しました。あわせて通告が義務化されたこと、今までと変わらず虐待は絶対あってはならないというところを通知したというところと、児童福祉審議会に諮りなさいということで、新たに放課後事業等通告事例専門部会という部会をつくらせていただきました。部会の所掌対象事業ですけれども、放課後事業健全育成事業、放課後児童クラブですね。そして児童育成支援拠点事業と児童館が、この部会で見ていただくものになっております。

部会委員はこのお三方になっていただき、1月に第1回の部会を開催させていただきました。内容は非公開の会議になっておりますので、説明は省略させていただきますけれども、実際に事例も何件かございまして、報告しご意見をいただいたところになっております。

今後は年2回程度こういう部会を開催し、ご意見を踏まえながら、児童虐待の根絶にむけた取り組みを進めていきたいと思っております。

2点目がこどもの性暴力防止法。いわゆる日本版DBSになります。教育とか保育所等の現場で、性暴力の事案が後を絶たない、こどもの権利を著しく侵害して、生涯にわたって心身の発達に深刻な影響を与えるというところで、もう絶対に防がないといけない。そこで学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律。こども性暴力防止法が令和6年6月に成立したところであります。

制度趣旨としましては、児童等に教育等を提供する事業者に対し、事業者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じることを義務付けるものになります。制度対象ですけれども、児童等との関係で支配性・継続性・閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業と業務を規定されておりまして、この対象事業者に求められる措置としましては、安全確保措置ということで日頃から講ずべき措置であるとか、被害が疑われる場合の対応。特定性犯罪歴の前科の有無の確認というところ。4点目が児童対象性暴力等の防止のための措置ということで、特定性犯罪歴の前科ありの場合は、防止措置の実施というところになっております。

あとは情報管理措置ということで、情報を適正に管理していかないとけないというところと、下にスケジュール書かせてもらってるんですけども、令和8年12月25日に法施行となっております、それに向

けてこれから国からもいろいろな通知がきますので、それを踏まえて各事業者に周知を図っていくことになっております。

裏面2ページ目ですけど、義務対象が学校設置者等になってまして、学校とか児童福祉施設、保育所とかは、法に定める措置を義務化される事業者になっております。放課後児童クラブ等は認定対象で、任意で国の認定を受けてそういう措置を取る。認定を受けることで、保護者の方に選んでもらいやすくなるというところで、取られるところも増えると思うんですけど、本市の放課後事業であるいきいきと留守家庭児童対策事業は認定対象事業になります。

この2つを今後どうしていくか、下のところに書いてるんですけど、児童いきいき安心して利用いただきたいという観点で、認定をいきいきの募集要項の必須要件にしていきたいという思いで事業者にいろいろヒアリング等してまして、どこの事業者も前向きに取る方向で捉えてくれてまして、令和7年4月に契約して、最短で、3年後に更新になるんですけども、その時にこの認定を必須にしていくというところを目指していま、動いています。

放課後児童クラブは民設・民営になりますんで、それぞれの事業者の判断になると思ってはいるんですけども、社福系のところは保育所が義務化になるので、併せて取るところが増えると思うんですけども、保護者会とかそういったところはそれぞれの事情に応じて、取っていただくことになるとしてまして、適宜、情報提供して備えていただくというところが本市の考え方になります。

資料9・10については以上になります。よろしくお願ひします。

○岡田部会長

ありがとうございました。なにか皆様のほうからご質問ございますでしょうか。どうぞ。

○瀧川委員

こども達を見てて、今って「虐待！虐待！」ってこども達も言ってることがあるんです。私もこどもがいるんで、ほかのお子さんの話をPTAで聞いた時に、ちょっと叩いただけでも虐待みたいな。そのへんすごいシビアやなっていうのをすごく感じてるんですね。先生も全然なにも触ってないけども、「それは虐待やで」とかそれをそのまま親に言って、保護者が「どうなってんねん」ということもあったりする。

情報がこども達にいっぱい入りすぎてて。性のこともそうですけど。知ってることが多かったり。携帯も1年生でも2年生でも、持っている子もたくさんいるので。親としてどうやって説明したらいいのかってところもあったりもするんで。すみませんちょっと逸れてしまいましたけども。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

資料9でご説明した、虐待の通告義務のところですね、体罰の叩くって行為は、身体的虐待にカテゴリー化されてしまうので、ちょっとでも叩けば虐待で。

○瀧川委員

そうですね。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

言葉の虐待はちょっとグレーなところもあるんですけど。こどもが虐められているのを見たのをほっとくだけでもネグレクトになったりしますし。ちょっとしたことでも虐待になってくるので。

やっぱり昔の教育受けている人からしたら、それぐらいの体罰で虐待っていうと、すごいハードル高いようなイメージですけども、そうじゃないというところは、事業者にもガイドラインも踏まえながら、す

ごく指導はしているんですけども。

この10月に施行ということで、虐待はあってはならないと口酸っぱく事業者に言って、それでもやっぱり虐待の通報はあり、これからもしっかりと指導を繰り返して、そのへんの意識をどんどん変えてもらわないといけないと思っていますところです。

○瀧川委員

はい、ありがとうございます。

○岡田部会長

世代差で済まない話ですよ。昔はよかったでは済まないところがあるので、我々も勉強していかないといけないですよ。

ほかいかがでしょうか。はいどうぞ。

○井上委員

すみません。そういった性暴力防止であったり、虐待防止に関して、主に保護者ですけども、市民への周知っていう参考資料のどこ、カテゴライズとありますが、市民として理解を促進していくための周知を今後していく予定はありますか。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

私等が考えているところは、当然虐待があってはならないというのは、これまでと変わらないですけど、放課後児童クラブやいきいきの事業者にはしっかりと情報を下ろしていってるところなんですけど、一般の方に周知というのは今のところ検討できてないんですけど、まずは事業者にしっかりと周知してそういうことが起こらないようにっていうところを今、力を入れてやってるところです。

○井上委員

保護者、市民に理解をしていただくことによって、事業者もしっかり意識することもきっとあろうかと思うんで聞きました。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

そうですね。ありがとうございます。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

小さな子は先生とかお兄ちゃんとか言って、まわりついてきたりするところもあるんだけど、そのへんの線引きというのはなかなか難しいところもありますよね。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

なので運営事業者は、不必要に膝の上に子どもを乗せないとか、内規をしっかりと設けて周知されてるところもありますし、やはり極力そういう接触を避けるっていうのは必要かなと思っています。

○村田委員

1つだけいいですか。

○岡田部会長

はい、どうぞ。

○村田委員

これ事業者に通告義務を求めるということで、性暴力防止法をスタートしたと思うんですが、これを守らずにそういうことがあったのを内密にしたとか、そういうことがあった時に、事業者に対する罰則規定とかはあるんですか。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

通告義務は、見つけた人に通告義務があるというかたちになってまして、過去のことも「こんなあったんだよ」ということで、

通告として上がってくればそこから事実確認して、その事実が認められれば是正処置というところで、指導していくことになるんですけど、明確に罰則規定はないです。

○松村こども青少年局企画部青少年課担当係長

発見した者の義務なので、通告義務は。

○村田委員

例えば職員同士の中で、他の職員がやってるのを知ってたけども、言ってなかった。そういうことが起きてたことが、あとで分かった時に。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

まずはやった行為についての指導があって、それを職員が黙ってたっていうのはネグレクト、知ってたのに無視してたところで、虐待のカテゴリーに入ってくるので、二重で指導していく。

○中林こども青少年局企画部長

行政としてはやはり、行政指導になりますね。

国民全体としては、我々も義務を負っております。児童虐待防止法のおおもとのところで通報義務を負っておりますので、それを虐待ダイヤルしなかったということで、我々に罰則適用されないのと同じと理解しております。ちゃんと通告してくれたら、早くこども達を助けることが出来たのとはなりますので、それが分かった時には行政として指導はできるんですけども、なかったからといって、罰則がないのは法の建付けだと理解しております。

○岡田部会長

内部通報の問題はありますよね。外の人が見て、言わなくてもそれは罰せられないけど、内部者が知っていて言わなかったという問題。これは罰則はないにしろ、促進させようとするのがこの法律だろうと思うんですけど、通報者に対する保護もきちっとしとかなないとですね。

○明見こども青少年局企画部放課後事業担当課長

それはしっかりとされておまして、内部の方が通報したからといって、不利益になることをしたら駄目っていうのも法で設けられているので。

○中林こども青少年局企画部長

先に児童養護施設等は適用になって、入所施設は早くにそういった対応ができていたけども、通所施設が今回初めてという理解かと思っております。

○村田委員

対象になってなかったところを対象にしたということは、今まで対象になってなかった施設で、そういう事案があっても行政指導を入れる方法がなかったと。

○中林こども青少年局企画部長

児童福祉法上今までなかったということですね。

○岡田部会長

はい、ありがとうございます。ほかなにかいかがですか。事務局のほうで準備していただいたのはここまでですけど、なにかこの機会にというご発言がありましたら、お聞きしますがいかがでしょうか。それでは本日の議事は終了したということで事務局にお返ししますので、よろしく願いいたします。

○鎌田こども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理

岡田部会長、円滑な会議進行をありがとうございました。

最後に事務連絡となりますが、本日の会議録を作成しまして、市ホームページに掲載する必要がございます。本日の議事内容をまとめましたら、発言内容に間違いがないか委員の皆様にご確認の依頼をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。なお、次回は議事（3）で説明いたしました通り、放課後青少年事業部会としまして、来年度の中頃に開催する予定となっております。来年度になりまして、改めて日程調整等させていただきたいと存じます。引き続きのご協力よろしくお願いいたします。それではこれもちまして令和7年度 第1回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会を閉会いたします。委員の皆様まことにありがとうございました。